

第5部  
I S I C第4版における変更

## I. 方法論に関する変更

238. I S I C 第 4 版の構造は、過去の I S I C とは大きく異なっているが、分類の対象範囲、展開、適用の基礎となる方法論的な側面はほとんど変わっていない。変更したと感じられるいくつかは、従来の I S I C でもすでに取り入れられていた概念あるいはルールを明確化した結果によるものである。
239. I S I C の対象範囲は、大分類 K（金融と保険業）の中に細分類 6420（持ち株会社の活動）と細分類 6430（トラスト、ファンド及び類似の金融主体）を加えたことで、わずかに拡大した。これは、国民経済計算体系の中で生産活動を行っている単位としてのこれらの単位に対する認識の高まりを反映したものである。しかし、明確に認識されていなかったかもしれないが、実用的な目的のために、これらの単位を各国のビジネス・レジスターの中で分類する必要があるという状況に対応するために、すでに従来の I S I C でも金融活動をカバーする大分類の中にこれらの単位が分類されていたことを指摘しておかなければならない。
240. I S I C の中の各カテゴリーの範囲の確定に関しては、基準を適用する場合に使用するウェイトは変更されているが、基準自身には変化がない。（詳細は、第 1 部の第 II .B.項を参照のこと）
241. I S I C を適用するためのルールに関して、明確に変更されたのはひとつだけである。すなわち、複数の活動を行っているケースの場合に、決定基準として付加価値を使用するという方法がすべてのケースに共通して適用されるようになったことである。言い換えれば、垂直的に統合された活動を例外として認めることがなくなったということである。
242. 単位の主たる活動を決定するためにトップダウン方式を利用するなどの、その他の全体的な適用ルールは、変更されていない。
243. しかし、I S I C 第 4 版の適用ルールは、次の 2 つのケースにおいて、従来の I S I C の適用ルールよりも明確になった。すなわち、卸売り及び小売へのトップダウン方式の採用、とアウトソーシングの取扱ルールである。I S I C 第 4 版は、この 2 つのケースに関しては、従来より詳細な部分までルールを明確化することを目指しているが、一方で、最初の趣旨を変更したわけではない。I S I C の従来版では、これらの内容説明において詳細な説明が欠けていたことを考えれば、これらのルールの過去の解釈の一部に関して、第 4 版の文言とは一致しない部分が生じる可能性がある。

## II. 構造上の変更

244. I S I C 第 4 版は、最近、分類の全体構造と詳細を大幅に変更した国々からの多くの要請に応えたものである。分類の最上位レベルで新しい概念が導入され、また、種々の生産形態と新たに出現した産業を反映するために新しい詳細カテゴリーが取り入れられた。同時に、新しい概念にもとづく抜本的な変更が必要とならないように、あらゆる分野において従来の分類構造を維持させるための努力が行われた。
245. I S I C 第 4 版における細かい変更点は多すぎて、ここにそのすべてを示すことは不可能である。しかし、これらの変更理由はほとんど次の 3 つに分けることができる。すなわち、(a)最

上位レベルでの新しい概念の導入（たとえば、“情報通信”あるいは“廃棄物管理と環境浄化”など）；(b)変更によって取り残された活動を再分類するために必要な変更；(c)下位レベルでの概念の小規模な調整あるいは明確化。代表的なものとしては、比較可能性を向上させるために実施されたもの。

246. 刊行予定の I S I C と C P C のコンパニオン・ガイドには、これらの変更についてのもっと詳細な説明とその理由が示される予定であるが、今のところ、I S I C 第 4 版における最大の変更は以下の通りである。

247. I S I C 第 3.1 版の農業の大分類と水産業の大分類が統合され、I S I C 第 4 版大分類 A（農林漁業）は、第 3.1 版よりも詳細度が格段に向上した。これは、特に、多くの国にとって農業がその経済構造において重要な役割を果たしているという事実から、この分野の詳細度の拡大を求め続ける声に応えたものである。

248. 製造業では、中分類 21（医薬品、薬用化学品及び植物性薬品製造業）や中分類 26（コンピュータ、電子製品、光学製品製造業）など、新しく重要な産業を代表する中分類が新設された。中分類 26 の対象範囲は、I S I C 第 3.1 版の中分類 30（オフィス機器、計算機の製造）とは異なっており、ハイテク機器に関する統計に適したツールが提供されることになった。中分類 11（飲料製造業）や中分類 31（家具製造業）などの新しい中分類は、既存の中分類を分割したことによって発生したものであり、したがって、従来は小分類レベルであった部門が中分類レベルに格上げされたことになる。

249. 大分類 C（製造業）のその他の中分類はほとんどが無修正であったが、I S I C 第 3.1 版の中分類 22（出版、印刷、記録メディアの複製）と 37（リサイクル）については、その中の多くあるいはすべてが、I S I C 第 4 版では他の大分類に移動した。（下記も参照のこと）

250. 機械及び機器の修理及び設置は、これまでは、該当する機器の製造のカテゴリーに分類されていたが、中分類 33（機械器具修理・設置業）の中分類を新設し、独立して識別できるようになった。専門的な修理は、現行の I S I C でも他と切り離して分類可能であるが、“修理”という上位分類の項目は設けられていなかった。

251. 新しく大分類 E（水供給業、下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動）が導入され、I S I C 第 3.1 版の中分類 90 に分類されていた“衛生施設”、同じく中分類 41 に分類されていた“取水と配水”、おもに I S I C 第 3.1 版の中分類 37 に該当する“材料再生”が、この大分類 E に分類されるようになった。この大分類は、政策上の観点から見て共通の関心を集めている活動をまとめたものであるが、同時に、多くの国においてこれらの活動を実施している組織形態にもとづいている。これらの活動については、詳細度が大幅に向上した。

252. “専門的な建設”（“専門取引”ともいわれる）の概念は、建設プロセスの段階に合わせて、従来の I S I C の中分類構造に代えて、I S I C 第 4 版に導入された。

253. 家庭用品の修理は、大分類 G（卸売及び小売業；自動車及びオートバイの修理業）から除外

された。しかし、比較可能性と継続性を維持するために、自動車及びオートバイの売買と修理が、中分類 45（I S I C 第 3.1 版の中分類 50 に該当）に変則的に分類される場合もある。

254. 大分類 I（宿泊・飲食業）に関しては、実施されている活動の性格及び専門性が多様であることを反映するために、その詳細度が大幅に向上した。

255. 情報及び文化生産物の生産と販売；これらの生産物、データあるいはコミュニケーションの伝達または配信方法の提供；情報技術；データ処理及びその他の情報サービス、を結合させて大分類 J（情報通信業）が新設された。この大分類には、おもに、ソフトウェア出版を含む出版業（中分類 58）、録画と録音（中分類 59）、ラジオとテレビ放送ならびに番組制作（中分類 60）、電気通信（中分類 61）、情報技術（中分類 62）、その他の情報サービス（中分類 63）が含まれている。これらの活動は、I S I C 第 3.1 版では、大分類 D（製造業）、大分類 I（運輸、保管、通信）、大分類 K（不動産、賃貸及び事業活動）、大分類 O（その他の地域、社会、個人サービス）に分かれて分類されていたので、過去の I S I C との比較可能性という点で影響が大きい。しかし、情報通信の扱い方を新しくすることにより、これらの実際の活動が持つ特徴との整合性の高いアプローチが実現する。

256. 大分類 K（金融・保険業）においては、経済生産の部門において、従来の I S I C の対象範囲には入っていない 2 つの細分類が導入された。すなわち、細分類 6420（持ち株会社）と細分類 6430（信託、基金及び類似の金融機関）である。

257. I S I C 第 3.1 版において、“不動産、賃貸及び事業活動”というタイトルが付けられていた大分類は、I S I C 第 4 版では 3 つに分割された。不動産業は、国民経済計算におけるその規模と重要性を鑑み、独立した大分類（大分類 L）となった。その他の活動は、高度の訓練を必要とし、ユーザーに専門知識とスキルを提供する活動をその対象とする大分類 M（専門・科学・技術サービス業）と、一般事務のサポートを提供し、専門知識移転を伴わない活動をその対象とする大分類 N（管理・支援サービス業）の 2 つに分割された。コンピュータ及び関連活動（I S I C 第 3.1 版では中分類 72）は、第 4 版ではこの大分類に含まれない。コンピュータの修理は、大分類 S の家庭用品の修理に分類され、一方、ソフトウェアの出版及び IT は、新設の大分類 J に分類される。

258. 教育（大分類 P）が対象とする範囲は大きく変化し、専門的なスポーツ、文化及びその他の教育、また、専門のサポートサービスを含むようになった。

259. 大分類 Q（保健衛生及び社会事業）では詳細カテゴリーの数が増加し、I S I C の従来版では 1 つだった中分類が 3 つになった。さらに、“医療保健”に的を絞ることで、経済において重要なこの分野を測定するツールとして I S I C の利用価値が増した。その結果、獣医は、この大分類の対象外となり、大分類 M（専門・科学・技術サービス業）の中の中分類として独立した。

260. I S I C 第 3.1 版の大分類 O（その他の地域、社会、個人サービス）のほとんどが、I S I C 第 4 版では、上述したように、大分類 E（水供給業、下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動）と大分類 J（情報通信業）に移動した。その他の活動は、新たな大分類である、大分類 R（芸術、

娯楽、レクリエーション業)と大分類S(その他のサービス業)に再分類された。その結果、創作芸術、図書館、ギャンブルなどの活動は、中分類レベルに格上げされた。コンピュータ及び個人用品ならびに家庭用品の修理(ISC第3.1版では、細分類5260と細分類7250)は、第4版では、新設の大分類Sに分類される。